

## 第1回新型インフルエンザ対策閣僚会議議事要旨

【日時】平成23年9月20日（9時26分～9時41分）

【場所】総理官邸4階大会議室

### 【出席者】

内閣総理大臣 野田佳彦  
総務大臣 内閣府特命担当大臣（沖縄及び北方対策・地域主権推進）地域活性化担当 川端達夫  
法務大臣 平岡秀夫  
財務大臣 安住淳  
文部科学大臣 中川正春  
厚生労働大臣 小宮山洋子  
農林水産大臣 鹿野道彦  
経済産業大臣 原子力経済被害担当 枝野幸男  
国土交通大臣 海洋政策担当 前田武志  
環境副大臣 横光克彦（環境大臣の代理出席）  
防衛大臣 一川保夫  
内閣官房長官 藤村修（外務大臣の臨時代理）  
国家公安委員会委員長 内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安産）拉致問題担当 山岡賢次  
内閣府特命担当大臣（金融）郵政改革担当 自見庄三郎  
内閣府特命担当大臣（経済財政政策・科学技術政策）国家戦略担当・社会保障・税一体改革担当 宇宙開発担当 古川元久  
内閣府特命担当大臣（行政改革・「新しい公共」・少子化対策・男女行動参画）公務員制度改革担当 蓮舫  
内閣府特命担当大臣（防災）東日本大震災復興対策担当 平野達男

内閣官房副長官（政務・衆） 齋藤勁  
内閣官房副長官（政務・参） 長浜博行  
内閣官房副長官（事務） 竹歳誠  
内閣法制局長官 梶田信一郎  
内閣危機管理監 伊藤哲朗  
内閣官房副長官補 佐々木豊成

## 【議題】 新型インフルエンザ対策行動計画の改定について

### 【議事内容】

(藤村内閣官房長官)

ただ今から、新型インフルエンザ対策閣僚会議を開催いたします。この会議は、新型インフルエンザの発生に関して、関係省庁の緊密な連携を確保し、政府一体となって対応するため、新型インフルエンザが発生した場合に備え、平時において、必要な対策をまとめていくことを目的に設置されました。本日がその第一回目です。

一昨年四月の新型インフルエンザ発生に際しては、直ちに、総理を本部長とする政府対策本部を立上げ、水際対策等の初動対応、医療、発生状況の把握、ワクチン接種など政府を挙げて対応いたしました。その過程を通じ様々な教訓も得られたところであります。

その後、昨年8月には、同インフルエンザ対策を通常の感染症対策に切り替え、政府対策本部を閉じました。その際に、政府対策本部として「今後の取組」を決定し、この中で、「今回の新型インフルエンザ対策の経験等を踏まえ、高病原性の鳥由来新型インフルエンザが発生した場合に備え、行動計画の見直しを行う」旨が明記され、また、「最終的には、閣僚級会合において決定する」ことが了解されました。

こうした経過をふまえ、本日は、「新型インフルエンザ対策行動計画の改定案」について協議したいと存じます。それでは、はじめに、野田総理大臣から御挨拶をお願いいたします。

(野田内閣総理大臣)

新型インフルエンザについての備えもしっかりとおこななければならないと思います。危機管理上の本当に大きな課題と受け止めております。

2年半前に新型インフルエンザが発生した折には、死亡者数では他国よりも少なかった等々、当時の関係者の取組によって被害を最小限に抑えることが出来たかと思えますが、ただし、その教訓や反省もいろいろあったろうと思います。その教訓、反省を踏まえて、今回こうした閣僚会議を開かせていただいた訳であります。

行動計画を単に紙の上にしたプランに終わらせるのではなくて、常に災害はいつやってくるかわからないということを肝に銘じながら、今日の行動計画改定 についてしっかりとご議論頂いた上で、お互いにそのことを胸に刻んでしっかりと万全の体制を作りながら、対応できるようにすることを改めてお願いを申し上げたい。

(報道関係者退出)

(藤村内閣官房長官)

それでは、「新型インフルエンザ対策行動計画の改定案」につきまして、危機管理監から説明いたします。

(伊藤内閣危機管理監)

内閣危機管理監の伊藤でございます。お手元のA3の大きい資料でございますが、「新型インフルエンザ対策行動計画」の改定案のポイントに沿ってご説明申し上げます。

今般の改定につきましては、黄色で書いてありますように、病原性が高い新型インフルエンザの発生・流行に備え、医療、社会機能維持等の対策を強化すること、もう一つは平成二十一年四月に発生しました新型インフルエンザ対策の経験等を踏まえ、病原性・感染力の程度等に応じ、実施すべき対策を決定すること、との観点から、見直すことといたしました。

赤字で記載されている箇所が今般新たに追加、または見直す対策でございます。主なものをご説明申し上げます。まず海外発生期でございますけれども、海外発生期におきましては、初動時の対策を強化するため、WHOによるフェーズ4の宣言前でありましても、新型インフルエンザの発生が疑われる場合は、検疫強化等の水際対策を開始することを明記いたしました。また、検疫の強化につきましては、一昨年流行への対策は過剰であったのではないかとのご意見もあったので、病原性の強さ弱さ程度や状況の変化等に応じ、措置を縮小する旨を明記します。また、医療体制に関しましては、患者集中を避けるために、現行計画の「発熱外来」の名称を「帰国者・接触者外来」に名称変更いたしました。一昨年の場合は、「発熱外来」という形で、まあいわゆる全員が、新型インフルエンザと思われぬような患者も全部集中したという問題もございましたので、これを病院では、インフルエンザは海外から発生することを考えながら、「帰国者・接触者外来」と名称変更して、設置時期も海外発生期に前倒ししましてやっていくと考えています。

次は国内発生早期におきましての対策でございます。患者等の全数把握、学校等での集団発生の把握等、サーベイランスの強化について明記いたしました。また、都道府県によって流行の時期が異なっております。そのため、国全体と一緒にという形ではなくて、県によっては状況が違ってまいりますので、必要に応じ国と協議しつつ、自らの県が「地域未発生期」「地域発生早期」また「地域感染期」のいずれかの段階に入ったかを判断しながら、その状況に応じて対策を講じていく仕組みを導入します。

次に国内感染期におきましては、全国的に流行しているという状況でございますけれども、社会機能については維持するため、関連事業者医薬品・食料品等の緊急物資の円滑な流通や運送を要請し、そうしたものが滞らないようにしたいと思います。また、生活関連物資等の価格安定のため、買占め等の監視等を行っていきたいと考えております。パンデミックワクチンの接種につきましては、現在、細胞培養法などの技術導入を進めておりまして、平成二十五年度までに六か月以内に国産ワクチンを確保することを原則とします。ただ、必要に応じ輸入ワクチンも確保したいと思っております。

小康期におきましては、流行の第二波に備えることとします。

新型インフルエンザ対策行動計画の改定につきましては、ご説明は以上です。

(藤村内閣官房長官)

ただいまの説明に、ご意見等ございますでしょうか。

(古川国家戦略担当大臣)

鳥インフルエンザに対する行動計画の改定につきましては、私が副長官時代に、強毒性の場合には緊急制度というか、場合によっては現行法での対応が難しい部分も出てくるかもしれない、まあそういう意味では、いざという時には直ちに立法できるようにしておくことが必要で、今の現行では対応できないからといって想定外だということは許されませんので、官房長官にもこの旨よろしく願いたいとおきます。

(小宮山厚生労働大臣)

一昨年発生しました新型インフルエンザでは、健康被害を最小限にとどめるよう、政府を挙げて対応した結果、日本では、先進国の中で最も死亡率が低いなど、一定の成果を挙げることができました。しかし、より病原性の高い新型インフルエンザの発生が懸念される状況は、今も変わっていません。国民の健康を守る厚生労働省としては、行動計画に基づいて、各府省のご協力をいただくとともに、医療関係者や自治体等とも、しっかりと連携しながら、態勢整備に努めていきます。我が省の所掌とは関係無いかもしれませんが、ライフラインの確保ということは、大震災の折りにも問題がありました。ガソリンも含めてライフラインの確保が重要であることが分かったので、色んなものがこう動きやすいように関係省庁がしっかり仕組みを作っていくことが大切であると思えます。

(川端総務大臣)

2年前の時に文部科学大臣をやっておりまして、ワクチンの接種対象がいろいろと書いてある、妊婦、乳幼児とか。オリンピック選手はパンデミックではどう読んでも対象にならない。オリンピック村で接種をしていなければ受け入れられないかもしれないという状況になって、結果的には一般接種ができるようになって間に合った、ということをお出ししたのですけども。そういう意味でまあ異論はあると思いますが、スポーツ選手は特別扱いではなく、だいたい体を鍛えて元気だからと、一般的な扱いは低くて良いかもしれないが、そういう一般の優先順位とは別の枠みたいなもの、一定枠ということでした方が有り難いかなと言う気がした、ということでありました。

(自見金融・郵政改革担当大臣)

鳥インフルエンザですね、これはご存じのとおり、基本的にトリから人間にいかない。しかし、もし人間にすれば10人に6人は死ぬという大変重篤な恐ろしい病気でございますが、一昨年の場合ですね、メキシコで発生したときなかなか毒性が分からないということで、最後はアメリカのCDCから毒性がはっきりした。あまり病性のウイルスの強いインフルエンザではないということが判断されたわけでございますが、それに対して過剰な反応をしたと言われましても、私は過剰な反応が正しいと思っています。やはり病気のあのもし非常に悪質に変化変異をおこして10人に6人が死ぬぞと言うことならばそれまでは徹底的にやることですね。ただしあのCDCを通じて重篤な病気じゃないインフルエンザだと分かった後はできるだけいろんな知見を集めて、また平常状態にもどすという。官僚機構ってのは、その点ものすごく厳しいのが起きたということで一旦始めてしまうとはっきり言ってすぐに平常に戻さなかった。私はそこは余分だったと思っていますしね。やり過ぎなくらいやって結構です、最初はね。分からん時、毒性がはっきり分からない時。分かればパッと切り替えることが大事だと。修学旅行とかなんとかみんな中止されてましたね、ご迷惑かけましたね。その辺の1兆円以上リスクヘッジがございました。ひどい時だったらいいのです。変わった時点にパッと判断を切り替えなくてはいけないと思っています。しっかり頑張ってください。

(藤村内閣官房長官)

それでは、ただいまいただきましたご意見等に関しても、十分に検討してまいりたいということにしたいと思います。

それでは、「新型インフルエンザ対策行動計画の改定案」について、当会議として決定いたします。ありがとうございます。今回の行動計画の取りまとめは、あくまでもスタートラインであって、いざというときに、この計画に基づ

き、各部門において実効性のある対策が講じられることが重要です。

このため、次の段階としては、①対策の中身をより具体化するガイドラインの策定やこれらに基づき実際に対応する機関等を交えての訓練を行うこと、また、②対策の実効性の確保のため、必要な法整備の検討を進める必要があります。法整備につきましては、今後、厚生労働大臣を始めとする関係閣僚の皆さまのご協力をよろしくお願いいたしたいと思っております。以上をもちまして本日の会議を終了します。